

## 関東農政局入札等監視委員会議事運営要領

### (会議及び議決)

- 第1条 関東農政局入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の会議は委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の時は委員長が決する。

### (持ち回り会議)

- 第2条 緊急やむを得ない事情があり、前条の会議が開催されない場合には、同条の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議にかえることを決することができる。
- 2 前項の処置を講じた場合には、委員長は、次の回の会議においてその結果を報告し、委員の了解を求めなければならない。

### (抽出の委任)

- 第3条 委員会は、関東農政局入札等監視委員会規則（以下「規則」という。）第2条第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指定した委員（以下「指定委員」という。）に委任することができる。
- 2 指定委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

### (抽出方法)

- 第4条 規則第4条第1項第5号に基づき、前条第1項に掲げる委員が抽出する件数は、工事においては、一般競争契約、公募型指名競争契約、工事希望型競争契約、その他の指名競争契約及び随意契約の契約方式の区分ごとに1件以上を、測量・建設コンサルタント等業務においては、一般競争契約、公募型競争契約、簡易公募型競争契約、その他の指名競争契約、公募型プロポーザル契約、簡易公募型プロポーザル契約、標準型プロポーザル契約及びその他の随意契約の中から1件以上を、物品役務等については、競争契約及び随意契約の中からそれぞれ1件以上を、抽出することを原則とする。

ただし、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（提案者）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出するものとする。

### (専決)

- 第5条 委員長は、委員会の事務のうち、再苦情処理に係る申立て適格についての審査について、事務を専決することができる。

- 附則 この要領は、平成 6年10月31日から施行する。  
平成15年10月17日から施行する。  
平成19年12月28日から施行する。  
平成21年 4月 1日から施行する。  
平成27年 4月 3日から施行する。